

令和 4 年度内閣の重要課題を推進するための体制整備及び人件費予算の 配分の方針

令和 3 年 7 月 7 日
内閣総理大臣決定

1. 令和 4 年度の体制整備及び人件費予算の配分の方針

令和 4 年度においては、「経済財政運営と改革の基本方針 2021」（令和 3 年 6 月 18 日閣議決定）及び「成長戦略実行計画」（令和 3 年 6 月 18 日閣議決定）に掲げられた内閣の重要政策に係る取組を推進する体制を重点的に整備する。

具体的には、新型コロナウイルス感染症の克服並びに防災・減災、国土強靱化及び東日本大震災等からの復興に的確に対応できる体制を構築するとともに、グリーン社会の実現、デジタル化の加速、活力ある地方創り、子供を産み育てやすい社会の実現などに係る体制整備に取り組む。また、経済安全保障の確保、テロ対策、サイバー犯罪・サイバー攻撃対策、治安・海上保安の基盤強化、感染症の水際対策を含む税関・出入国管理・検疫（C I Q）の体制整備、外交・安全保障の実施体制の整備などに取り組む。

それぞれの行政分野において、将来及び現在の国民に対し質の高い行政サービスを確実かつ効果的・効率的に提供し、そのサービスを向上させることが求められている。担い手である職員にとってもやりがいと魅力のある職務に転換し、国民のニーズが高い職務にそのニーズの変化に対応して定員や職員を振り向けていくことで、中長期的に職員の安定的な採用、育成及び技能継承ができる持続可能な体制となるよう計画的な体制整備を図る。

令和 4 年度の国家公務員の人件費予算については、「国家公務員の総人件費に関する基本方針」（平成 26 年 7 月 25 日閣議決定）等を踏まえ、職員構成の高齢化等に伴う構造的な増加を抑制するとともに、既存体制を厳しく見直すこと等により、総額の増加を抑制しつつ、上記の観点で各府省における体制整備が確実に進められるよう配慮して配分する。

その際、国家公務員の給与改定に関する取扱い方針を踏まえるとともに、内閣人事局による機構及び定員並びに級別定数の設定及び改定（指定職については号俸の格付。以下同じ。）についての各府省からの要求の審査結果を適切に反映する。

国家公務員の働き方改革については、業務効率化・デジタル化及びマネジメント改革等の徹底による長時間労働の是正等の取組が確実に進むよう、業務実施体制の見直しや必要な体制整備等に取り組む。

また、国家公務員のワークライフバランス推進のための定員については、産前・産後休暇、配偶者出産休暇、育児参加のための休暇、介護休暇等を取得する場合に、その積極的な活用を図るとともに、その活用状況等を踏まえて必要な措置を行うなど、

働き方改革を後押しする取組を推進する。

2. 各府省の要求等について

1. の方針を踏まえ、国家公務員の給与改定、各府省からの機構及び定員並びに級別定数の設定及び改定の要求については、具体的には、以下により行う。なお、各府省は、要求に当たり、証拠に基づく政策立案（EBPM）の視点にも留意する。

（1）給与改定について

国家公務員の給与改定については、引き続き、毎年の人事院における検討を踏まえ、人事院勧告制度を尊重するとの基本姿勢に立ち、国政全般の観点から給与関係閣僚会議において検討を行った上で、その取扱いを決定する。

（2）機構・定員及び級別定数について

各府省は、「国家公務員の総人件費に関する基本方針」及び「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」（平成 26 年 7 月 25 日閣議決定）に従い、次に掲げる方針に沿って所要の要求を行う。その際、時々々のニーズに応じて機動的な対応を要するものについては、時限や見直し期限を活用した要求を行う。

- ① 機構については、既存機構の合理的再編成により対応することを基本とし、各府省は、既存機構の廃止要求と併せて新設要求を行う。
- ② 定員については、サイバーセキュリティ・情報化審議官等を中心に、「国の行政の業務改革に関する取組方針」（平成 28 年 8 月 2 日総務大臣決定）等に基づき、ICT の活用などによる業務改革の取組を徹底し、定員合理化、新規増員の抑制に取り組む。また、時限が到来する時限定員は、原則として所要の減要求を行う。定員合理化については、内閣人事局長通知に基づき、所要の要求を行う。

既存業務の増大への対応は原則として各府省内の定員の再配置により対応するとともに、新たな行政課題についても、できるだけ再配置による対応に努め、新規増員の抑制を図る。

新規増員の要求（業務改革に伴う再配置を除く。）については、前段の取組により極力絞り込み、1. に掲げる内閣の重要政策に係る取組を推進する体制の整備に重点化することとし、④に掲げる緊急重点分野に係るもの、東日本大震災からの復興関連など時限のもの及び新設組織に係るものを除き、前年度要求数と同数以下となるよう、厳しく抑制する。

- ③ 新規の機構の新設改廃及び定員の増減員に伴い必要となる級別定数の設定及び改定については、定員の合理化も含めた機構及び定員の整備を効果的に支え、組織構造としてバランスのとれたものとなるよう、これらの要求と一体的・整合的な要求を行う。

また、既存の指定職の号俸及び本省管理職相当職以上の級別定数の切上げ要求については、職務の複雑、困難及び責任の度合いがそれにふさわしいものとなっているのか十分に精査し、その数を厳しく抑制する。他の職員についても、職員

の年齢構成の変化やそれに伴う職務の変化等を十分に精査した上で要求を行う。

- ④ 我が国周辺海域を取り巻く情勢の緊迫化に対応した海上保安の基盤強化及び訪日外国人旅行者に対する円滑なC I Qの実現に係る体制については、緊急重点分野として、中期的な方針も踏まえて計画的に整備することとする。
- ⑤ 特定技能外国人材の円滑かつ適正な受入れとその環境整備を進めるため、的確な在留管理・雇用管理を実施するための効率的な体制を整備する。
- ⑥ 外交実施体制の整備に当たっては、在外公館等における人材について、外国語能力の確保・向上等に努めることを前提に、明確な成果指標を踏まえて既存の公館について必要な見直しを行い、業務の効率化やデジタル化等に取り組みつつ、必要性が高まっている地域に資源を重点的に配分するなど、効率的かつ効果的な業務実施体制を構築する。また、格段に速度を増す安全保障環境の変化に対応するため、防衛力整備の一層の効率化を図りつつ、適切な安全保障の実施体制を整備する。
- ⑦ 社会経済情勢や国際情勢等の急速な変化に対応し、政府の政策対応能力を一層向上させるため、専門スタッフ職制度の活用を図ることとする。特に、極めて高度の専門性を有する人材が必要とされる特定の行政分野においては、行政組織の膨張抑制に留意しつつ、高位の専門スタッフ職の要求を行う。

3. 業務の抜本的な見直しへの対応

各府省において、現場業務の実態把握を踏まえた業務の抜本的な見直しの取組が着実に定着していくよう、内閣人事局は各府省における業務見直しの実施体制の整備及び当該取組を支援するものとする。

4. 要求期限等

機構及び定員並びに級別定数の設定及び改定の要求に当たっては、8月末日の期限を厳守する。

なお、やむを得ない事情により、この期限後に追加要求を提出せざるを得ない場合であっても、上記に従って行うものとする。